

議案第 8 号

野田市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

野田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市行政組織条例の一部を改正する条例

野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「室及び」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 危機管理部

第2条各号列記以外の部分中「室及び」を削り、同条第1号を削り、同条第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報広聴及び市民相談に関すること。

第2条第2号に次のように加える。

オ ファシリティマネジメントに基づく公共施設の適正な維持管理に関すること。

第2条中第2号を第1号とし、同条第3号ア中「、広聴、市民相談」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 危機管理部

防災その他の危機管理に関すること。

第2条第4号エ中「防災及び」を削り、同条第5号ア中「商工業」の次に「、観光」を加える。

附則第3項の見出しを「（臨時の室）」に改め、同項中「PR推進室」を「次の各号に掲げる室」に、「広報、観光及び魅力発信に関する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) PR推進室 魅力発信に関すること。

(2) 市政推進室 市政に関する重要施策の推進に関すること。

(3) 交通政策室 地域交通の推進に関すること。

附則に次の1項を加える。

（秘書室）

4 第3条の規定により秘書室を設置し、秘書に関する事務を分掌させるもの

とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政組織の見直しに伴い、組織の改編を行うため、所要の改正をしようとするものである。

野田市行政組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市行政組織条例(昭和45年野田市条例第26号)

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。 (削る。) (1)・(2) (略) (3) <u>危機管理部</u> (4)～(10) (略) 2 (略) (事務分掌) 第2条 前条第1項に規定する部の主な事務分掌は、次のとおりとする。 (削る。) (1) <u>企画財政部</u> ア (略) イ <u>広報広聴及び市民相談に関すること。</u> ウ・エ (略) オ <u>ファシリティマネジメントに基づく公共施設の適正な維持管理に関すること。</u> (2) <u>総務部</u> ア 議会、文書、法規、市史編さん及び工事の検査に関すること。 イ～ク (略) (3) <u>危機管理部</u> <u>防災その他の危機管理に関すること。</u> (4) <u>市民生活部</u> ア～ウ (略) エ <u>防犯に関すること。</u> (5) <u>自然経済推進部</u> ア <u>商工業、観光及び労働に関すること。</u> イ～カ (略) (6)～(10) (略) 附 則 (<u>臨時の室</u>) 3 当分の間、第3条の規定により次の各号に掲げる室を設置し、当該各号に定める事務	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる室及び部を設置する。 (1) <u>市政推進室</u> (2)・(3) (略) (4)～(10) (略) 2 (略) (事務分掌) 第2条 前条第1項に規定する室及び部の主な事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>市政推進室</u> ア <u>市政に関する重要施策を一体的かつ迅速に推進するための部局間の横断的な調整に関すること。</u> イ <u>秘書に関すること。</u> (2) <u>企画財政部</u> ア (略) イ・ウ (略) (3) <u>総務部</u> ア 議会、文書、法規、<u>広聴、市民相談、市史編さん及び工事の検査に関すること。</u> イ～ク (略) (4) <u>市民生活部</u> ア～ウ (略) エ <u>防災及び防犯に関すること。</u> (5) <u>自然経済推進部</u> ア <u>商工業及び労働に関すること。</u> イ～カ (略) (6)～(10) (略) 附 則 (<u>PR推進室</u>) 3 当分の間、第3条の規定により <u>PR推進室</u>を設置し、<u>広報、観光及び魅力発信に関す</u>

を分掌させるものとする。 (1) <u>PR 推進室 魅力発信に関すること。</u> (2) <u>市政推進室 市政に関する重要施策の推進に関すること。</u> (3) <u>交通政策室 地域交通の推進に関すること。</u> (秘書室) 4 <u>第3条の規定により秘書室を設置し、秘書に関する事務を分掌させるものとする。</u>	<u>る事務を分掌させるものとする。</u>
---	-------------------------------